

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | C・ シュミットの『全体国家』の概念について  |
| Sub Title        | Über den Begriff "Totaler Staat" von C. Schmitt   |
| Author           | 中道, 寿一(Nakamichi, Hisakazu)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1977  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.10 (1977. 10) ,p.45- 83   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論説  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771015-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771015-0045</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# C・シュミットの『全体国家』の概念について

中 道 寿 一

- 一 序
- 二 国家原像としての「理念国家」
- 三 二つの「全体国家」概念
- 四 幻像としての「全体国家」
- 五 T・ホップス研究の意味
- 六 結 語

## 一 序

本稿においては、ワイマール共和制末期、C・シュミットによつて提示された「全体国家」概念を対象として考察してみようと思う。そして、それへのアプローチは、いかなる思想であれ、それを現実と切り離して「真空の中」<sup>(1)</sup>で取扱うことは不可能であるとするれば、それを変転するワイマール政治史に即して把握することにあると考えられる。さて、本稿の対象とする「全体国家」の概念は、元来イタリア・ファシズム国家を意味するものとして、ムッソリーニによつて命名され、G・

C・シュミットの『全体国家』の概念について

シュンティールにより定式化されたものであるが、シュミットがそれをドイツに導入することにより「強力な新国家」を待望していた保守派に受容されて、一般化し、ナチズム抬頭に大いに利用されながら、政權獲得後、ナチ支配の特色を示すものとしては「不十分なもの」と否定された概念でもある。確かに、この概念を提出するまでのシュミットの理論活動は、一貫して共和国の具体的制度の批判・検討にアクセントが置かれていた。その内実は、議会主義を共和国存立の支柱とみなし、議会主義の思想基盤を民主主義ではなく自由主義と規定し、自由主義の原理的無効性を暴露することで、議会主義に「死亡宣言」を下し、その代替物として、「治者と被治者の同一性」という民主主義の形式的把握と、危機状況における独裁の有効性とを結合させ、ワイマール憲法の「梓内」で大統領独裁の理論を構築することにあつた。この文脈からすれば、シュミットは「それほど『全体国家論』の理論提示に力こぶを入れていたわけではない」と言えるかもしれない。だが、ワイマール期以前の彼の著作『国家の価値と個人の意味』において形成されていた「理念国家」を彼の「国家原像」としてとらえ、それを基点にワイマール期を通じてなされた多彩な理論活動を考察するとき、それらの根底に一貫して流れている強固な意図を見出すことができる。即ち、「政治統一」としての「国家の復権」である。この「理念国家」を基盤にした「国家の復権」という視点から彼の諸著作を見直すならば、ワイマール共和制批判における彼のポレミッシュな筆致も理解し得るし、また、「主権者とは、例外状況に関して決断を下す者である」、「国家概念は政治的なるもの概念を前提とする」、「政治的区別とは、友・敵の区別である」等々のシュミットのテーゼが極めて現実的な意味を帯びていることに気がつく。ただし、シュミットの基本的立場は、「あらゆる歴史認識は、現在の認識であつて、現在からしてその照明とその緊張を得るものであり、かつ、最も深い意味で現在にのみ奉仕するもの」であつた。それ故、シュミットの思想ないし著作をワイマールの現実と関連づけて考察することの必要性を説いたG・シュワープの指摘は正当なものと言わなければならない。また、このような基本的立場と「国家の復権」の意図とに支えられた彼の理論には、それ故、L・A・ペンティンがシュミットの思考方

法の特徴として、状況拘束性ととも、「診断と治療手段を示す説明の「二重構造」<sup>(13)</sup>を挙げているように、「理念国家」からの制度分析・批判だけではなく、「理念国家」の現実化、即ち、大統領独裁による危機克服の構想をも同時に内包していた。彼の「全体国家」概念も、まさに、この二重構造のうちにある。即ち、彼の「全体国家」概念は、ワイマールの危機状況に対する分析概念であると同時に、大統領独裁とセットになつた危機克服のモデル概念でもあつた。ここに、イタリア・ファシズムや、ドイツ保守派とは異なる彼の「全体国家」概念の独自性がある。そして、この概念が、「理念国家」を基盤に「国家の復権」をめざすシュミットのワイマールの現実在即した危機克服の方策であるとするならば、まさにこの概念こそ、ワイマール期を通じてなされた彼の共和国への対応の集約的表現だと言えよう。更に、彼の一九三三年の転向 (volte face) は、この概念を媒介としたものであり、ナチ体制を正当化して書いた『国家、運動、民族』<sup>(14)</sup>も、この概念に基づくものであり、しかも、一九三六年に公式にこの概念をナチズムに否定された後でもそれに固執し続けたことを考え合わせるならば、ワイマール共和制とナチズムの双方に対する、シュミットのアンビバレントな関係を考察する上で、この概念の意味内容を問うことは、極めて重要な意味を持つと思われる。そして更に、一九三六年から四五年の、いわゆる「国内捕囚」期と、戦後になされた諸研究、特にホッブス研究が、ややもすれば単なる虚偽意識に包まれた弁明として評価されがちな傾向であるのに対して、それを先述の問題解明の射程距離内で把握させる一つの導きの糸に、この概念がなりうると思われるからである。

従つて以下、(1) 国家原像としての「理念国家」、(2) 二つの「全体国家」概念、(3) 幻像としての「全体国家」、(4) ホッブス研究の意味、の順に考察を進めて問題の所在を明らかにしてみたい。

(1) George Schwab, *The Challenge of the Exception—An Introduction to the Political Ideas of Carl Schmitt between 1921 and 1936*, 1970, p. 144.

(2) Lutz-Arwed Bentin, Johannes Popitz und Carl Schmitt. *Zur wirtschaftlichen Theorie des totalen States in Deutschland*.

1972, S. 105.

- (3) Kurt Sonthheimer, Antidemokratisches Denken in Der Weimar Republik, S. S. 198-211. (フョーレン共和国の政治思想) 岡島幸夫・藤井邦訳『ウ・ニッテマール(著) フョーレン・ノルマンの国家像と闘争』Joachim C. Fest, „Erantz von Papen und die konservative kollaboration“, Vom Weimar zu Hitler, S. S. 229-245参照。
- (4) 一六三三四号 Alfred Rosenberg, „Totaler Staat“, Roland Freisler, „Totaler Staat?—Nationalsozialistischer Staat!“, Otto Koellreuter, Der Führerstaat 等より引く「全体国家」概念は、その国家主義性と政党軽視の点で批判された。
- (5) 田中浩『ニッテマール——全体国家論の思想構造』『国家思想史・下』青木書店、山下威士「危機の時代における保守革命の思想家 Carl Schmitt」『埼玉大学紀要』第二〇巻 抽稿「ノルマン期における C. Schmitt の政治理論について」中京大学教養論叢第一六巻第三号、参照。
- (6) 田中浩、前掲書、二〇ページ。
- (7) C. Schmitt, Der Wert des Staates und die Bedeutung des Einzelnen, 1914. (序言の部分訳として) 服部平治、宮本盛太郎訳「法・国家・個人」『政治思想論集』社会思想社、所収)
- (8) C. Schmitt, Politische Theologie, S. 11 (邦訳「政治神学」には、田中浩・原田武雄訳・未来社と、長尾龍一訳、ダイヤモンド社、清水幾太郎責任編集『危機の政治理論』所収がある)
- (9) C. Schmitt, Der Begriff des Politischen, S. 20 (田中・原田訳「政治的なるもの概念」未来社、菅野喜八郎訳「政治の概念」ダイヤモンド社)
- (10) a. a. O., S. 26.
- (11) C. Schmitt, „Der Zeitalter der Neutralisierungen und Entpolitistierungen“, Der Begriff des Politischen, S. 79. (長尾訳「中立化への脱政治化の時代」ダイヤモンド社、前掲書・所収)
- (12) G. Schwab, a. a. O., P. 144.
- (13) L. Benin, a. a. O., SS. 86-87.
- (14) C. Schmitt, Staat, Bewegung, Volk, 1933. (青山道夫「国家・運動・国民」『国家・議会・法律』所収、白揚社昭和十四年。初宿正典訳「国家・運動・民族」『ナチスとシュミット』所収・木鐸社、一九七六年)

## 二 国家原像としての「理念国家」

前述したように筆者は、本稿の対象であるシュミットの「全体国家」概念の原型が、ワイマール期以前の一九一四年の彼

の著作『国家の価値と個人の意味』の中で「理念国家」としてすでに形成されており、従つて「全体国家」に至るワイマール期の理論化過程は「理念国家」の具体化をめざした具体的制度の批判・検討・そしてそれを現実に担いうる主体の探究であつた、と考へている。それ故、まず、「理念国家」の内容が、次いで、「理念国家」を基軸として、それをモデル概念としての「全体国家」に連結させるワイマール期に抱かれた国家像の内実が明らかにされなければならない。

### A ワイマール期以前の国家像

「理念国家」形成についてのシュミットの基本的前提は、新カント主義に見られる当為と存在の二元論に基づく当為の存在に対する優位である。しかも彼においては、それを法と力の関係に対応させるとき、「法と力の対立は、架橋不可能なもの」<sup>(1)</sup>とされる、極めて峻厳な二元論であつた。この立場に基づいて彼は、法と国家と個人の関係をテーマとして取りあげることが、その中でも特に、「本書の関心は、国家の問題に存するものであり、法に関しては、国家の法哲学的定義に必要な限りにおいてである」<sup>(2)</sup>とし、国家を次のように定義する。「国家の意義は、法を世界に実現する任務にあり、国家は、『法・国家・個人』という三系列の中心に存する」<sup>(3)</sup>。

この時、法とは、「国家によつて宣布された法規範 die durch den Staat proklamierte Rechtsnorm」<sup>(4)</sup>と区別された「国家以前に存在し、観念として国家から独立してゐる法 das Recht, das vor dem Staate da war und als Gedanke unabhängig von ihm ist」<sup>(5)</sup>であり、「自然主義なき自然法 Naturrecht ohne Naturalismus」<sup>(6)</sup>と表現されるが、要するにそれは、經驗的・具体的事実の領域から帰納的に推論されうるものではなく、むしろ現実とは全く無関係にア・プリオリに設定され、しかも、その価値内容の明白でない、超越的な法である<sup>(7)</sup>。そして、この法との関連で「国家は法の創造者ではなく、法が国家の創造者であり、法は国家に先行する」<sup>(8)</sup>。それ故、「国家はただ法を実現する任務をもつた法構成体」<sup>(9)</sup>であり、

「法の優位を前提」とし、その「法の完全な機能にならうとする国家 ein Staat, der ganz Funktion des Rechts werden will」<sup>(10)</sup>が法治国家であるならば、「法治国家以外の国家は存在しない」<sup>(11)</sup>。

ところで、彼の前提する当為と存在の「架橋不可能」な二元論に従うならば、国家は当為の領域か存在の領域かのいずれかに属さなければならぬはずである。だとすれば、ここでは、国家は当為の領域に属すると考えられる。しかし、彼は、具体的国家の現実存在そのものを否定しているのではない。「あらゆる経験的国家はその正当性を法の第一の奉仕者として獲得する」とし、更に、「国家は力であり、非法であり、法と対立する」<sup>(12)</sup>とさえ述べ、経験的国家、現実の力としての国家の存在を認めている。即ち、ここでは、国家は、存在の領域に属すると考えられる。以上の二つの国家の定義は、彼の前提する二元論からすれば、明らかに相互矛盾である。そして、このことに、先述した「国家は、『法・国家・個人』という三系列の中心に存する」という定義を加えれば、シュミットの国家概念はますます混乱してくる。なぜなら、この定義では、国家は、法の属する当為の領域でも、個人の属する存在の領域でもなく、その両領域を隔絶する「架橋不可能」な空間に、新たな第三の位置を占めることになるからである。この国家概念の混乱は、「架橋不可能とされる当為と存在の関係をふたたび架橋しようとするところに発するもの」<sup>(14)</sup>であることに間違いない。しかし、これが、シュミット自身にとつて、何ら混乱でないのは、彼の言う「国家の法哲学的定義」にある。

彼によれば、「ある概念を立て、そのもとに多くの対象を包括させ、ついで、その諸対象から再び概念を抽象すること」<sup>(15)</sup>は矛盾であり、従つて、「歴史的所産としてのみ存在する個別的諸国家」<sup>(16)</sup>から帰納的に国家を定義することは否定される。即ち、「国家は個人の領域に於ける権力複合体 (Teus ex machina) のように外から把握されない」<sup>(17)</sup>。それ故、これとは逆にア・プリオリに設定された法から演繹的に国家は定義される。この国家こそ、シュミットの理念国家である。「国家ないし個人の法哲学的構成が問題とされる限り、全く法治国家となりきつた理念国家のみが抽象され、考察されなければならぬ

「<sup>(18)</sup>」。そして、この理念国家の論証に、H・クルップがこの時期のシュミットの立場を「カトリック的規範主義」<sup>(19)</sup>と名づけているように、カトリック普遍教会の理論を援用して次のように述べる。「理念と現実とを固有の位置において一致せしめる教会は、それ自身が理念国家・神の国としてたちあらわれる。従つて教会は、具体的国家に対抗して、理念国家を哲学的に基礎づけるすべての論拠を提供する」<sup>(20)</sup>。従つて、シュミットの理念国家とは、法 $\parallel$ 理念を世界 $\parallel$ 現実を実現する、機能、そのものであり、国家と機能とが同一視される以上、理念国家は、当為や存在の領域 (sphaere) に固有の位置を有しえず、両領域の「中点 (Mittelpunkt)」、「移行点 (Übergangspunkt)」、「構成点 (Konstruktionspunkt)」<sup>(21)</sup>、即ち、「点」としてしか存在しえない<sup>(22)</sup>。しかし、理念国家が機能そのものであることにより、実現する法の内容に対する無関心を結果させ、内容よりも決断そのものが強調されることになる<sup>(23)</sup>。そして、また、理念国家が点であることによつて、それは全体的でありうる。なぜなら、点としての国家が、その上方(当為の領域)に散在する法を一点に凝縮させ、その点から下方(存在の領域)のすべての諸個人に放射し、適用させるからである。それ故、「国家内部の個人は、国家の遂行しなければならない特殊な機能の偶然的な担い手」<sup>(24)</sup>にすぎず、個人の意義は、「その任務にしたがつてのみ測定されうる」<sup>(25)</sup>のであり、たとえ君主といえども、その例外外ではありえない。なぜなら「朕は国家なり」という命題に示されるように「君主が自己を国家と同一視しうるということは、君主が完全に国家の機能になつたことを意味している」<sup>(26)</sup>からである。従つて、「国家において、經驗的具体的個人は無価値である」<sup>(27)</sup>とされ、まして「国家に限界を与える個人の自由について語ることは誤り」<sup>(28)</sup>とされるのである。

以上の考察から明らかなように、シュミットの「理念国家」とは、個人の自由を価値源泉として帰納的に形成される国家とはまったく逆にしかも、当為と存在との二元論に基づいて国家を法と同一視して形成されるケルゼンの法治国家とも異なり、現実とまったく無関係に設定された法をすべての価値源泉として、その法を自己の一点に凝縮し、放射させることによつて、すべての個人を法実現の機能にはめこみ解消させるところの、それ固有の価値を有することのない、機能そのものとして



の国家、しかも、法の内容的無関心からくる決断の優位を孕んだ国家と言えよう。そして、この理念国家が、シュミットの国家原像として、現実国家を考察するモデルとされるならば、法はその内容的無関心によつて、後退し、それに伴い、法と国家の關係に介入する決断が国家に担われることで、国家と個人の關係が前面に押し出され、そこにおいては、効率性と全体性のみが判断基準になる。この二つの基準こそ、シュミットがワイマール共和制に対してつきつけた七首であり、「全体国家」概念を形成する支柱であつた。

- (1) C. Schmitt, *Der Wert des States*, S. 29.
- (2) a. a. O., S. 10.
- (3) a. a. O., S. 2.
- (4) a. a. O., S. 74.
- (5) a. a. O., S. 75.
- (6) a. a. O., S. 76.
- (7) しかし、他方でシュミットは、「個別性の中に存し、かつ個別性の価値を定める統一性」を認め、それは「精神的紐帯」であり、「規範的考察によつてのみ把握されるもの」として居る(a. a. O., S. 6)。このことから杉本幹夫氏は、シュミットの「自然主義なき自然法」とは結局、この「精神的紐帯」であるとして、次のような鋭い指摘をされている。「シュミットの論理においては、『規範的に考察する』と云ういい方で、『事実の世界』と『法の世界』が表口で峻別され裏口で結びつけられている」(「カール・シュミットにおける規範主義と決定主義」『政治思想論集』二二七～二二八ページ)。この指摘は、シュミットの三つの立場とされる「規範主義」「決定主義」「具体的秩序思考」がすべて同根であることを示す点で極めて重要な意義をもつ。
- (8) C. Schmitt, a. a. O., S. 46.
- (9) a. a. O., S. 52.
- (10) a. a. O., S. 50.
- (11) (12) a. a. O., S. 53.
- (13) a. a. O., S. 86.
- (14) 長尾龍一「初期カール・シュミットにおける法・国家・個人」『東大社会科学紀要』一九七〇／七一・一九一ページ。
- (15) C. Schmitt, a. a. O., S. 41.

- (16) a. a. O., S. 45.  
 (17) a. a. O., S. 99.  
 (18) a. a. O., S. 99-100.  
 (19) Hans Krupa, Carl Schmitts Theorie des „politischen“, 1937, S. 3-10 (服部平治・宮本盛太郎訳「カール・シュミットの『政治的なるもの』の理論」社会思想社前掲書所収)  
 (20) a. a. O., S. 45.  
 (21) a. a. O., S. 52. 「国家はこの三区分の中間にある。規範と現実経験の世界との対立によつて、国家の位置は、一方の世界から他方の世界への移行点となる。構成点としての国家において、純粹観念としての法が現象としての法になる」。  
 (22) シュミットは『政治神学』の中で、同じ「国家＝点」という表現を用いて、H・ケルゼンの国家概念を次のように批判している。「(ケルゼンの)法秩序たる国家は、究極的帰属点・究極的根本規範への帰属の体系である。……法学的考察にとつて存在するのは帰属点のみである。この『点』が同時に『上位者から導出されえない秩序』なのである。これは、一つの点が秩序・体系で規範と同一物だという数学的神話である」。  
 (23) このことを、シュミットは、裁判官の法適用の問題に関して決断の要素を強調した『法律と判決』を引用しながら、「この内容的無関心は国家が法を実現する努力から生じる」とし、これは、「法の現実化の帰結であり、……不可避的犠牲である」としている(a. a. O., S. 79)。  
 (24) (26) a. a. O., S. 99.  
 (26) a. a. O., S. 94.  
 (27) a. a. O., S. 89.  
 (28) a. a. O., S. 99.

## B ワイマル期の国家像

シュミットのワイマル期以前の国家像は、国家が、法を実現する機能と規定される点で「法治国家」でありながら、その法的内容的無関心によつて、法実現機能たる国家に決断の契機を内包させており、またカトリック普遍教会理論に基づく極めて観念的色彩の濃い「理念国家」であつたことを先述した。これに対して、ワイマル期における彼の国家像は、「理念国家」に基づきながらも、より具体的・現実的に構成される。即ち、法的内容的無関心から生ずる決断ではなく、法の欠如、「規範的

無<sup>(1)</sup>、「例外状況」を想定し、そこにおける決断から、国家は構成されるからである。この変化をシュミットは、「すべての秩序は、決断に基礎をもち、法における決断と規範の二要素での対立を内含している」<sup>(2)</sup>以上、「規範も決断も法学の枠内の存在であり、例外状況も法学の認識対象たりうる」<sup>(3)</sup>とし、「決定主義」という一つの法学上の立場として説明している<sup>(4)</sup>が、ここには明らかに、法学から政治領域へのアクセントの移動が認められる。なぜなら、それは、確かに、彼の法理論の論理構成から必然的に生じた帰結ではあるが、第一次世界大戦の勃発から、敗戦、革命、共和国の誕生、そして、それとよりまく敵しい内外情勢（賠償問題や国内対立）という、「例外状況」を常態とする歴史的現実、より強く影響を受けていたと考えられるからである。ちなみに彼の「例外状況」とは、国家間の武装闘争たる戦争と、国家内部の武装闘争たる内乱を意味していた<sup>(5)</sup>。それらは、言うまでもなく、死を賭して「実存的に」向い合わなければならない敵の存在を前提としている。シュミットは、まさにこの例外状況の中に、政治の本質をみて、「政治的な行動や動機の基因と考えられる特殊政治的な區別とは、友と敵の區別である<sup>(6)</sup>」とし、国家はこの區別を前提としてのみ初めて語られうるものとする。即ち、「国家概念は政治的なるものとの概念を前提とする」<sup>(7)</sup>。なぜなら、例外状況においては、「法は退くが国家は残る」<sup>(8)</sup>のであり、「自己保存権に基づいて国家は法を停止する」<sup>(9)</sup>からである。しかも、「例外状況において決断を下す者が真の主権者である」<sup>(10)</sup>ならば、「政治的統一体としての国家は、それが存在する限り、決断する統一体であり、例外状況を含め決定的状態についての決定権を概念必然的に常に保持していなければならない」という意味で、『主権的』である<sup>(11)</sup>。それ故、国家主権の本質は、「権利の独占、支配の独占ではなく、決断の独占」<sup>(12)</sup>と定義される。その最たる例として、国家の交戦権、即ち、「戦争を遂行し、それによつて公然と人間の生命を意のままにしうる権限」<sup>(13)</sup>が挙げられ、その放棄は、「保護と服従の永遠の連関」に従つて、国際場裡における「外敵による保護」を受けることになり、<sup>(14)</sup>国家は内政において、平和、安全、秩序の正常な状態を創出する目的をもつて、「内敵」を決定し、その一掃による統一を企てなければならない<sup>(15)</sup>とされる。それ故、シュミットは、国家間多元論と

国家内多元論とを区別し、国家の主権の等価性により前者を肯定し、国家内部の諸団体の存在を、国家の死滅ないし終結の基因とみること(16)で後者を否定する。この彼の視点を支えるものこそ、「理念国家」を支えたのと同じもの、即ち、個人を機能としてとらえる以外は無価値とする評価、ここでは、「人間性を『悪』と想定する、つまり人間は問題を持たない存在ではなく、『危険な』、動的な存在とする」(17) 認識である。

このように、「例外状況」から出発して、国家の主権性を強調するシュミットの国家構成は、一見、「*homo homini lupus*」たる「自然状態」から出発して強力な国家を呼び出したT・ホッブスの構成に相似しているように見える。しかし、ホッブスにおいては、「自然状態」とは、何よりも個人を価値原点として生ずる個人間の状態であり、克服の対象として否定的にとらえられるのに対し、シュミットにおいては個人は無価値であり、敵は私敵ではなく公敵である以上、個人間の対立状況は問題の出発点になりえない(18)。まさに「二〇世紀ドイツのホップス主義者にとつて自然状態は、何よりも集団間の、特に国家間の対立」(19)であつた。即ち、シュミットの国家構成は、ホップスの国家構成の終点を自己の出発点として、論理を逆行させる。国家間の対立⇨戦争⇨自然状態⇨例外状況を克服不可能なものとして肯定的にとらえ、そこにおいて国家が国家たり続けうるための国内統一を最大目標として掲げ、それを阻害する要素の排除という形をとつて、支配を個人にまで下降させてゆく。しかも、そこには、個人に対する評価に反比例して国家が強大化する可能性が孕まれていた。

このように、ワイマール期におけるシュミットの国家に関する論理構成を、「理念国家」と比較するならば、そこで、前提されていた法の優位を、法の欠如たる「例外状況」に転化させることにより、国家と個人の関係で国家の位置をより強固なものにしたと言える。そして、この論理構成に、ナチズム期のシュミット理論の役割を評して、マイスターが、「シュミットの友・敵概念が国内の帝国主義的な抑圧政策に仕えたと同様に、外部の『敵の絶滅』の基礎づけに進む」(20)と指摘する契機を内包していたと言えよう。

- (1) C. Schmitt, Politische Theologie, S. 42.
- (2) a. a. O., S. 16.
- (3) a. a. O., S. 19.
- (4) C. Schmitt, Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denken. 1934. S. 7. (加藤新平・田中成明訳「法学的思惟の三種類」清  
水編前掲書所収)
- (5) C. Schmitt, Der Begriff des Politischen, S. 33.
- (6) a. a. O., S. 26.
- (7) a. a. O., S. 20.
- (8) Politische Theologie, S. 18.
- (9) a. a. O., S. 19.
- (10) a. a. O., S. 11.
- (11) Der Begriff des Politischen, S. 39.
- (12) Politische Theologie, S. 20.
- (13) Der Begriff des Politischen S. 46.
- (14) a. a. O., S. 53.
- (15) a. a. O., S. 46.
- (16) a. a. O., S. 54.
- (17) a. a. O., S. 61.
- (18) Leo Strauss, Besprechung des „Begriff des Politischen“, in Arch. f. Sozialw. v. Sozialp., 67. Bd. S. S. 737-739. 又『その英訳』  
Comments on Der Begriff des Politischen by Carl Schmitt, in Spinoza's Critique of Religion, S.S. 336-339.
- (19) Helmut Rumpf, Carl Schmitt und Hobbes, 1972. S. 78 (この本の長尾龍一訳『長尾龍一訳『リヴァイン・サン』福村出版所収)
- (20) Roland Meister, Mittler faschistischen Staatsdenkens : Carl schmitt, Staat und Recht 1967. S. 953

### 三 二の「全体国家」概念

ワイマール期以前に、すでに「全体国家」の原像と言える「理念国家」を形成していたシュミットが、それを現実に即して

より具体的に構成し直し、それを基準にして、ワイマール共和制の現実を見ると、<sup>(1)</sup> 現実には、敗戦国としての屈辱を払拭しうる強力な国家とはほど遠く、民主化の名の下に「無価値」な個人が集団となつて国家へ流入し、その多元化によつて国家の機能を弱体化させるといふ自殺行為にも等しい状況を呈していることになり、シュミットにとつてワイマールの政治状況は、まさに危機状況としてしか映らない。

それ故、彼はこの危機状況を克服するために、二つの方法を同時に進行させる。即ち、一つは、「理念国家」の効率性と全体性とを基準にして現下の具体的制度を分析・批判することであり、他方は、ワイマール憲法を前提とし、その枠内で、彼の「理念国家」を実現しうる法的可能性と、それを担いうる具体的主体を探求し、理論化することであつた。ここに、彼の二つの「全体国家」概念が成立する。前者の方法は、分析概念としての「全体国家」<sup>(2)</sup>「弱量的全体国家 quantitative totaler staat aus Schwäche」概念に包括され、後者のそれは、モデル概念としての「全体国家」<sup>(3)</sup>「強い質的全体国家 qualitativ totaler Staat aus Stärke」概念に包括される。

シュミットは、「世俗化」<sup>(4)</sup> Ⅱ 「中性化」<sup>(5)</sup> Ⅱ 「非政治化」という歴史観、即ち、各時代の人間存在の中心となる精神領域<sup>(6)</sup> Ⅱ 「中心領域」が、「神（一六世紀）→形而上学（一七世紀）→道徳（一八世紀）→経済（一九世紀）→技術（二〇世紀）へ移行」することによつてヨーロッパ精神史を形成してきたとみる彼固有の歴史認識に基づいて、「全体国家」の出現を「十七、八世紀の絶対主義国家から十九世紀の中性国家を経て、国家と社会の同一性たる全体国家への移行」といふ「弁証法的発展」によつて把握する。

その時、彼は以下の二つの命題を導入する。一つは、国家Ⅱ政治と社会Ⅱ非政治の拮抗関係による国家の歴史的分類であり、他方は、例外状態において果す機能の差異に従つて、国家は、「規範を設定する立法者ではなく、訴訟の判決を下す裁判官に最終決定権をおく」<sup>(7)</sup>「司法国家 Jurisdiktionsstaat」、<sup>(8)</sup>「統治する国家元首の最高の人格的意志および権威的命

に特徴をもつ」「統治国家 *Regierungstaat*」<sup>(5)</sup>、「非人格的な、それ故に一般的な、かつ予定され、永續すると想定され、量定および規定可能な内容をもつ規範に支配される」<sup>(6)</sup>「立法国家 *Gesetzgebungsstaat*」<sup>(6)</sup>「命令や意志が権威的かつ人格的なものとして現われるのでもなく、上位の規範の単なる適用でもなく、どこまでも即事的な命令であるような、『物それ自体』が支配する」<sup>(7)</sup>「行政国家 *Verwaltungsstaat*」に類型化されるという命題である。

この二つの命題を用いてシュミットは次のように説明する。即ち、「全体国家」以前においては、国家は強大であり、それが強大であることによつて、国家は社会の上位に存するか、あるいは並存し、社会内部の宗教、経済等の諸領域に対して、不干涉、中立的な立場を保持し、それらの多元性と自律性を保障しえた。即ち、国家の強大さというこのうちに、「経済から自由な国家と、国家から自由な経済」<sup>(8)</sup>という対比に示されるような二元構造が存在していたのであり、君主と国民、政府と議会という対比も、この二元構造に基づくものとされる。

このような二元構造によつて成立する国家を、先の国家類型を用いて表現するならば、軍隊と官僚制に支えられた絶対主義国家が、専ら「行政国家」であるのに対して、「行政国家であると同時に立法国家」という「異なる二類型の均衡」と言うことができる<sup>(9)</sup>。確かに、社会の表出舞台たる議会の抬頭は、一九世紀を特徴づけるものである。まさに、社会は議会を通路として国家内部へ進入した。この意味からすれば、「立法国家」と言つても差支えない。しかし、シュミットによれば、議会の抬頭は、強力な君主主義的官僚国家を前提とし、しかもそれを憲法契約のパートナーとしたことにより、社会は国家の中へ入り尽すことなく、ただ、国家による社会への干涉と侵害を排除し、社会内部の利害対立に対し、国家を中性化するにとどまつた。ここに、「行政国家」と「立法国家」の「均衡」に支えられた市民社会の国家、いわゆるシュミットの「中性国家 *Neutralerstaat*」が成立する<sup>(10)</sup>。

ここでは、自由主義をイデオロギーとする「教養と財産」の市民階級が主体を成し、「見えざる手」としての自動調整装置

の社会内存在の觀念に従つて、利害対立を議會に反映させ、「公開と討論」によつて國民の統一的意志を形成し、國家に自らの財産と安全を保護させる。即ち、「中性國家」は、市民に奉仕する装置としての國家となつた。しかし、この「中性國家」が、社会の新たな発展によつて、二元構造の内的緊張關係を喪失する時、「立法國家」が自己完成し、國家は、「社会の自己編成 Selbstorganisation der Gesellschaft」<sup>(11)</sup>となる。しかし、シュミットは、このことを民主化の実現として積極的に評価するのではなくむしろ逆に評価する。社会が國家へ完全に流入することにより、「國家政治」領域と「社会非政治」領域という従来の区別が消滅し、全社会諸領域の問題が、直接、國家の問題と化し（全面的政治化）、國家は人間生活の全領域に介入することになる。ここに、「國家と社会の同一性たる全体國家」が出現する。この「全体國家」こそ、シュミットにとつて、ワイマール・ドイツの現実であつた。

特に、ドイツにおけるこの現象は、經濟領域において顯著であつた。ワイマール・ドイツのほとんどの國家政策は賠償問題がらみの經濟政策であり、國民所得の五三%が國家の管理下におかれ、國家の經濟政策に、量的変化ばかりでなく、質的变化が生じている。<sup>(12)</sup> このような状況においては、自由經濟・自由市場の自己規制のメカニズムは機能しえず、國家の經濟への不干渉は、ユートピアか自己矛盾であり、そこに、經濟外的意志<sup>(13)</sup> 國家の意志の介入が、即ち、經濟の「分配体系から管理体系へ」の構造変化が、必然的となつてくる。<sup>(14)</sup> まさに、ドイツにおける「全体國家への転回」とは、「經濟國家への転回」を意味していた。<sup>(15)</sup> そして、その「転回」に最もよく対応しうる國家類型として、シュミットは、「立法國家」や「統治國家」、「司法國家」ではなく、「行政國家」を想定する。<sup>(16)</sup> なぜなら、「行政國家」は、人でも規範でもなく、物それ自体が支配する國家であるがゆえに、いかなる政治變動にもかかわらず、状況に即して機能しうる國家類型だからである。即ち、シュミットは、「立法國家」から生じた「全体國家」は、特に「經濟國家」であることによつて、必然的に「行政國家」を志向しなければならぬと考える。しかしながら、ワイマールの現実「全体國家」という未曾有の事態の發生にもかかわらず、それ



以前の古い制度の存続を容認している。このことは、既存の制度を変質させ、それ本来の機能を果しえなくさせるばかりでなく、国内統一の阻害要因となる。<sup>(16)</sup> その最たる例として、政党と議会が挙げられる。彼は、「自由で、強固に組織されていない政党を伴う議会主義的政党国家」と、「国家意志形成の担い手として強固な組織を伴う多元主義的政党国家」<sup>(17)</sup>とを区別する。この区別に従えば前者の政党は、国家を「社会の自己編成」にまで推進した主体であり、社会諸利益を議会に反映し、そこで超党派的意思の形成に参加することをめざした、ワイマール憲法の前提とする、いわゆる「名望家政党」であり、後者の政党は、「社会の自己編成」の結果として生じた政党であり、現存する政党である。即ち、それは、それぞれの世界観に基づいて強固に組織された「世界観政党」・「自ら全体性を実現しようとする全体政党」<sup>(18)</sup>と表現される今日の「大衆政党」である。この「大衆政党」が、国家・政府と国民の間に多元的に介入することによつて、国家を量的に拡大させ、政治を独占し、<sup>(19)</sup>本来、「名望家政党」を前提として構成されたワイマール議会に、この政党が進出するならば、「国民意志は、その源泉からさまざまな通路を通つて別々の方向へ進み、決して一つの流れに合流することなく」、<sup>(20)</sup>もはや議会は、統一を形成する舞台ではなく、「組織された利己的な諸勢力の多元的分割の舞台」となり、国家への忠誠は、政党への忠誠に変わり、<sup>(21)</sup>国家はまさに、「略奪の対象」<sup>(22)</sup>となる。これが、シュミットのみるワイマール議会の現実であつた。だからと言つて、ここから彼は、機能不全に陥つた議会制度そのものの改善と再建に着手するのではない。彼にとつて「議会主義か、しからずんば何か」<sup>(23)</sup>という二者択一の道しかない。なぜならば、ワイマール・ドイツの直面しているこの危機は、一つの制度の改革によつて克服されうるような、表面的な危機ではなく、「国家全体の目的合理的な破壊によつてのみ」<sup>(24)</sup>克服しうる構造的危機だからである。それゆえ彼は、議会の機能不全の原因を一挙に国家へ、即ち国家の弱さに求める。「この全体国家は、政治的エネルギーの強さの意味においてではなく、純粹に量的な意味において全体的である」<sup>(25)</sup>。換言すれば、この全体国家は、「殺到する諸政党の組織的利害を阻止することの無能力・弱さ・非抵抗性から生じた」<sup>(26)</sup>全体国家である。

それ故シュミットは、この「弱い量的全体国家」の対極に、「強い質的全体国家」を指定する。そのモデルは、イタリア・ファシズム国家である。彼は自らにファシズムの客観的科学的分析者としての役割を課し、かつて議会主義批判に用いた民主主義と自由主義との区別<sup>(27)</sup>によつて、ファシズムを民主主義と規定し、<sup>(28)</sup>「今日の秘密選挙は、国家的・政治的なものを、その私物化によつて危うくし、統一体としての国民を公共性から排除し、国家の意志形成を秘密で私的な個別意志の集計とみている」<sup>(29)</sup>がゆえに、ファシズムの選挙否定は、虚偽からの解放であり、権力の可視化であるとして評価する。そして何よりもシュミットには、ファシズム国家が「企業家の資本主義的利益ではなく、労働者の社会主義的利益に奉仕している」<sup>(30)</sup>と映るので、彼はファシズム国家を、中立的な第三者としての国家(ワイマール・ドイツ)でもなく、経済的・社会的階級への武装した奉仕者としての国家(マルクス主義国家観)でもなく、「経済的社会的利害対立に対して高次の第三者の役割を果す国家」<sup>(31)</sup>と規定する。彼は、その成立理由として、ファシズム国家が古い憲法を廃棄し、現実の社会構造の変化<sup>(32)</sup>、「経済国家への転回」に対応しうる「経済憲法」をいち早く作成し、経済に対する国家の優位を堅持したためとし、「強い国家のみが、弱者に対してではなく、社会的経済的強者に対して、国家固有の強さを誇示しうる」<sup>(33)</sup>と結論する。

このような、イタリア・ファシズム国家に対する彼の認識から、ワイマール・ドイツの「弱い量的全体国家」を克服しうる「強い質的全体国家」が導き出される。彼は、マス・メディアの発達により「現代国家は、新たな権力手段を獲得した」とし、「強い質的全体国家」について次のように述べている。「全体国家は、強力な国家である。全体国家は、ファシスト国家が自らを『全体国家』と名付けたように、質とエネルギーの意味において全体的である。この国家は、内部に反国家的勢力や国家破壊勢力を容認しない。それゆえ、この国家は、新たな権力手段を敵や破壊者に譲りわたすはしない。この国家は、友・敵を区別しうる。この意味においての真の国家は、全体国家である」<sup>(35)</sup>。即ち、この「強い質的全体国家」の存在根拠は、国家が新しい権力手段の独占を基礎に強力になることによつて、社会に略奪された「政治」を再び奪い返し、「弱い量的全

体国家」成立以前に存在していた「国家Ⅱ政治」領域と「社会Ⅱ非政治」領域という二元構造を回復することにある。しかも、シュミットによれば、このことによつて、「社会Ⅱ非政治」領域に、国家から「自由」な経済領域、「自由」な私的領域が容認される、ということにある<sup>(36)</sup>。

しかし、この「自由」は、単なるレトリックでしかない。強力な国家による個人の自由の保障という、このシュミットの論法は、彼の『政治的ロマン主義』で示された「近代」把握に照らし合わせてみれば、「かつて一つの社会秩序の中でヒエラルヒーに依じて種々の機能に分けられていた重荷を個人の肩にすべて担わしてしまふ市民社会<sup>(37)</sup>」における個人の自由の重荷を国家が肩代りすることによつて、個人を自由から「自由」にするということにならう。なぜなら、シュミットの認める「自由」には、決定的な留保条件が付加されていた。即ち、シュミットにとつて何よりも優先されなければならないことは、「政治統一体としての国家の復権であり、もしその統一を阻害する要因が存在するならば、当然排除されねばならず、従つて、認められる「自由」は、「反国家的ないし国家破壊的活動でない限り」においてである。それ故、この「自由」は、現実においては全く無に等しいものであり、更に悪いことには、「自由」の容認という表現が、国家のあらゆる干渉可能性を隠蔽するマントの役割を果すことになる<sup>(38)</sup>。それは、「理念国家」を支えたのと同じ「個人」評価が、この国家の基礎を成しているからである。

次に、シュミットによるこの「強い質的全体国家」の説明は、「弱い量的全体国家」のそれと比較しても、極めて粗雑である。たとえ、この国家は未だ存在せぬビジョンであるという点を考慮に入れても、その感は免れ難い。確かに、そのモデルとして、ファシズム・イタリア国家や革命後のロシア<sup>(39)</sup>、そしてヘーゲルやシュタインによつて構想された「官憲国家 *Obrigkeitsstaat*<sup>(40)</sup>」が挙げられ、官僚制と軍隊を支柱とする「行政国家」としているが、彼の説明は、結局、「強い国家」の機能に収斂されるのみで、その構造構成、経済との関係等の問題に関して触れようとしなない。このことを逆に言えば、シュミットに

とつて、右記の機能を果す「強い国家」であれば、現実の「強い国家」はすべて肯定されることになる。この傾向は、決して偶然のものではなく、「理念国家」以来、一貫して彼の「国家」概念を規定している「形式性」<sup>(41)</sup>によるものである。即ち、「法を実現する機能」、「政治的統一」等の彼の「国家」概念は、内容を欠いた「純形式的なもの」でしかなかつた。さらにこの形式性は、彼の「国家」概念に限定されるものではなく、友・敵概念、決断の概念、「同一性」による民主主義理解等、彼の提示する重要な概念全般にみられる傾向である。それは、シュミットが、概念を理解のための用具としてよりも、「政治的武器」、闘争のための精神的武器として用いるからである。<sup>(42)</sup>しかも彼は、概念が武器となることによつて被る「空虚な形式性」を、体系的な確定作業によつて克服しようとするのでもなく、そこに留り、ただ、「その操作可能性によつて、種々な立場に役立てる」<sup>(43)</sup>だけである。それ故、シュミットが、自由主義とその国家表現たる法治国家に対して、「ある概念がみずからの歴史の中で危機に陥るのは、その相手が欠落したときである」<sup>(44)</sup>とし、法治国家概念が現状追認のイデオロギーに墮すことの危険性を指摘した、まさにその指摘が、一九三三年において、法治国家概念と同じ運命を辿る彼の「全体国家」概念そのものにも適用されうるのである。

更に、彼の「弱い量的全体国家」と「強い質的全体国家」という二つの「全体国家」概念は、前者がワイマール・ドイツに対する分析概念として、後者はモデル概念として区別され、前者から後者へ「弁証法的に発展する」と説明されるが、いつ、どこで、どのようにしてという点は明確にされないままである。このことを、H・ホフマンが、「シュミットの歴史像は、必然的に生じうると彼の予測する諸事象が、歴史法則にかなつていふという仮定に基づき、種々に操作する限りにおいて完結している。しかし、この世界像が破局に至つたとき、初めて新たな時代画定のための新たな地平が開かれる。即ち、画期的な危機状況において、また、そこにおいてのみ歴史が開かれる。それ故、彼は、実存的歴史的決断によつて、新たな歴史空間を切り開こうとする」<sup>(45)</sup>と指摘し、J・ハーバーマスが、それを、「世界歴史に数々の画期的な切れ目が存在するという事実から、

未決の歴史過程をあらゆる自決からそらせるユートピアの「征討軍」<sup>(46)</sup>と指摘するときのシュミットの歴史認識の基底にあるものは、「神学的ヒヒリズム」に基づく没落史観であろう。なぜなら、「シニシストは、しばしば絶望のうちに奇跡を求める」<sup>(47)</sup>からである。それ故、憲法学者シュミットにとつての奇跡が、ワイマール憲法四八条の大統領独裁の規定であつたとしても、予測に難くない。彼の「強い質的全体国家」は、大統領独裁と接続して、それ本来の意義を獲得する。

(1) 一九二三年から一九三九年までの諸論文を『立場と概念 Positionen und Begriffe』と題し、その副題に、「ワイマール・シュネーバーヘルサイエンス苦闘」や語つて刊行しよう。

(2) C. Schmitt, „Das Zeitalter der Neutralisierungen und Entpolitizierungen“, *Der Begriff des Politischen*, 1963, S. 80. (「中立化と脱政治化の時代」前掲書、メイヤケン出版社、所収)

(3) C. Schmitt, *Die Wendung zum totaler Staat* (1931), P. u. B. S. 162.

(4) C. Schmitt, *Legalität und Legitimität*, S. 8. (部分訳として田中・原田訳「合法性と正統性」『未来』七七一七九号)

(5) a. a. O., S. 9.

(6) a. a. O., S. 8.

(7) a. a. O., S. 9.

(8) *Die Wendung*, S. 146. 又、Bentingが「重商主義、国家経済の伝統の強ドイツに関して、この表現には留保が必要である」と指摘している(a. a. O., S. 108)。

(9) a. a. O., S. 148.

(10) a. a. O., S. 150.

(11) a. a. O., S. 151.

(12) a. a. O., S. 152.

(13) a. a. O., S. 153.

(14) a. a. O., S. 154.

(15) *Legalität und Legitimität*, S. 11.

(16) シニシストは、ワイマール憲法の中で統一を阻害するものとして「多元主義」「ポリクラティ」「連邦主義」を挙げている。特に、彼の「連邦主義」批判をめぐって C. Schmitt, „Schlußrede vor dem Staatsgerichtshof in Leipzig“, P. u. B. S. S. 180-184. 又、山口利男「国家学の危機」

ナン・クニエー『七月二〇日事件』の裁判過程を中心した『危機状況と政治理論』年報政治学、一九七三年、参照。

- (7) Die Wendung, S. 155.
- (8) C. Schmitt, „Weiterentwicklung des totaler Staats in Deutschland“ (1933), P. u. B. S. 187.
- (9) a. a. O., S. 188.
- (10) a. a. O., S. 189.
- (11) Die Wendung, S. 156.
- (12) L.-A. Bentin, a. a. O., S. 91.
- (13) C. Schmitt, Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, S. 13. (『現代議会主義の精神的地位』稲葉素之訳・みすず書房 樋口陽一訳『ドイツキモント』服部・宮本訳・社会思想社・堀真琴訳・白揚社)
- (14) L.-A. Bentin, a. a. O., S. 99.
- (15) Weiterentwicklungen, S. 187.
- (16) C. Schmitt, „Wesen und Werden des faschistischen Staates“ (1929), P. u. B., S. 109.
- (17) Die Geistesgeschichtliche Lage, S. 13.
- (18) P. u. B., S. 110.
- (19) a. a. O., S. 111.
- (20) a. a. O., S. 113.
- (21) a. a. O., S. 109-110.
- (22) a. a. O., S. 111-112.
- (23) a. a. O., S. 113.
- (24) C. Schmitt, Weiterentwicklung des totaler Staates in Deutschland, (Januar 1933) P. u. B., S. 185-186.
- (25) a. a. O., S. 186.
- (26) C. Schmitt, Langnamverein (1932), in Bentin, a. a. O., S. 112. シットは「強いつ質的全体国家」の下においては「(1) 國家固有の経済活動領域、(2) 自由経済、(3) 非國家的であるが公的な」経済領域の三領域、が存在すると主張している。
- (27) C. Schmitt, Politische Romanik, S. 26 (大久保和郎訳『政治的ロマン主義』みすず書房)
- (28) Bentin, a. a. O., S. 112.



いたと言えるからである。即ち、彼は、歴史上に見られる独裁の事例を分析し、現行憲法の存続が脅かされている時に、その憲法の授権に基づき、憲法の全体もしくは一部の停止によつて憲法を防衛する委任独裁 *Kommissarische Diktatur* と、その行為によつて排除せんと欲する状態を現行憲法の中に認め、真の憲法と考えるものを可能にする状態を作り出そうとする主権独裁 *Souveräne Diktatur* とに分類し、<sup>(2)</sup> いずれの独裁も、例外状況に限定されるものであり、決して永遠的なものではないとし、<sup>(3)</sup> 「一定の規範に基づき、しかもその結果に依存しない独裁、即ち、自らを無用にしない独裁は恣意的な専制」<sup>(4)</sup> とさえ述べている。しかし、彼の独裁概念は、そのメルクマールとして挙げられる手段性、過渡性、例外性にもかかわらず、国家概念と同様、極めて形式的である。A・コバンが指摘するように、彼の独裁概念は、法秩序の実現という目的に対するその手段性によつて、独裁の現実型態を無視しており、また果してその過渡性が実際において保障されうるかという疑問に答えておらず、例外性の時期と範囲が不明確であり、彼の言うように危機が必然的に独裁を要請するのであれば、ひとたび独裁が樹立されれば、それは常に法的に正当化されうる、等の欠陥を持つている。というのも、シュミットの関心は、独裁の現実的態様ではなく、その理論化の中に、独裁を法的に正当化しうる方法を発見することにあるからである。<sup>(5)</sup> 即ち、彼にとつて、独裁が民主主義と対立するものでないことさえ示しうれば、ワイマール憲法四八条の大統領独裁の規定によつて、ワイマール憲法そのものが極めて御し易い対象となるからである。しかし、ここでは彼は、四八条の規定を委任独裁の例として挙げるだけである。<sup>(6)</sup>

それ故、彼は次に、「独裁の民主的正当化」に専念する。まず、『政治神学』において、「一定の時代の形而上学的・神学的世界像とその時代の法学的形象との構造的同一性を確認する」方法としての「概念の社会学」<sup>(7)</sup> を提唱し、神概念のアナロジーとしての主権者概念を確認させ、「すべての法は状況に規定された法である」<sup>(8)</sup> という命題に基づき、既成の制度がその妥当する前提を失えば無効であり、新たな現実在即した新たな制度の樹立が必要であると主張し、更に、「例外状況において決



断する者が主権者である」と規定することによつて、君主制を時代遅れのものとし、国民は決断しえないとして、「もはや独裁しかない」と結論づける。更に、『現代議会主義の精神史的地位』において、民主主義の本質を「同質性と異質者の排除」、「治者と被治者の同一性」に求め、その正当性根拠を国民の意志としながらも、「一人の人間が投票もなしに国民の意志を示し、国民がそれに『喝采』するのであれば、それも国民の意志である」とし、「独裁によつて支配される過渡期の間にもなお、民主主義的同一性は支配しうるし、国民の意志だけが決定的でありうる」として、「独裁は民主主義の対立物ではない」という結論を導き出した。即ち、民主主義を形式的に把握し、それを独裁に纏わせ、正当化したのである。ここに、シュミットは、独裁の法的構成、即ち、民主主義的基盤の上に構築されたワイマール憲法を「有神論的に体系づける」ための準備を完了させた。

以上のことを前提にしてシュミットは、憲法の具体的分析に入つていくが、その手がかりは『独裁論』において委任独裁の例として示唆していた四八条第二項の規定である。即ち、それは、公共の安全と秩序を回復するために必要であればライヒ大統領は、個人の自由の不可侵権、住居不可侵権、通信の秘密、表現の自由、集会の自由、結社の自由、財産権の保障という七つの基本的人権を停止できるという規定である。彼はこの規定を「ライヒ大統領の独裁」において「もし第二項に規定された七基本権以外の、憲法の他のすべての条項が、ライヒ大統領の行動に対して越え難い制約を加えるならば、実効のある非常事態は不可能となる」から、「ライヒ大統領は、第二項に従つて、公共の安全と秩序が著しくおびやかされた場合、それを回復するために必要とみなされるすべての措置を取ることができる」(傍点筆者)と拡大解釈する。ここに、彼の独裁の定義に関するアクセントの移動を読みとることができる。即ち、『独裁論』においては法秩序という目的にアクセントがあつたが、ここでは大統領独裁の権限にアクセントが置かれている。このアクセントの移動に、「ワイマール憲法から国民統一と国家権威を導き出そうとする」シュミットの意図を読みとることができる。というのも彼は、『憲法論』において、ワイマー

ル憲法がその統治機構として取り得る可能性に、五〇条、五四条に基づく議院内閣制 *Parlamentssystem*、五三、五五、五六条に基づく宰相制 *Kanzlersystem*、五三、五四、五七、五八条に基づく内閣制 *Kabinetssystem*、一五、四一、五三、七四条に基づく大統領制 *Präsidentiellesystem*の四つを挙げ、国民投票によつて選出され、私的エゴイズム的手段と化した議会に超然とした大統領制の実現をめざしていたからである。それ故、この傾向は、「ワイマール憲法を守るのは誰か」という問題を設定する『憲法の番人』において、より強化されることになる。シュミットは、「憲法の番人」となりうる可能性をもつものとして、裁判所と大統領を挙げるが、裁判所は規範の存在を前提として初めて成立しうるものであり、従つて通常状態にしか通用しえず、「常に遅れてくるもの」であるとして除外し、ライヒ大統領を「ワイマール憲法の番人」とみる。その根拠として彼は、憲法四八条の規定、大統領の国民選出制、そしてその任期を挙げる。即ち、四八条によつて、憲法そのものが強力な大統領を要請しており、大統領が直接国民から選出されることにより、議会に比して、国民の同意という正当性を一元的に獲得し、しかも議会の多元性に対して独立的、超越的であり、時にはそれへの対抗力として機能し、危機に際して全国民の糾合点となり、更に、七年という在職期間によつて、制度上最も安定している点を重大とする。ここに、「ライヒ憲法の立憲的組織を議会制民主主義と人民投票制民主主義との平衡状態におく」ために考案されたライヒ大統領の地位は、議会、政府、裁判所の上位へと高められることになつた。

このように、シュミットが委任独裁を念頭に置き、四八条を手懸りに、その拡大解釈を通じて、大統領を「憲法の番人」に高め、ワイマール憲法の中から大統領内閣制の構想を引き出していつた時、ワイマールの現実には、「共和国議會を媒介とする大衆民主主義的政策決定の体制が機能麻痺に陥り」、<sup>(24)</sup>「弱い量的全体国家」の様相を強め、ブリュニング、パーペン、シュライヒャー、そしてヒットラーへと続く大統領内閣制の歴史を、まさに始めようとしていた。それ故シュミットは、「確かに憲法に違反するが、『非常に有効』である」<sup>(25)</sup>四八条の乱発によつて、「一九三〇年以後のドイツを支配した真の政治組織

は、大統領独裁だつた<sup>(26)</sup>と言われるワイマール末期の現実と並行して、大統領独裁論を發展させ、ワイマール憲法そのものの否定へと進んで行くことになる。

彼は『合法性と正当性』(一九三三年)において、G・シュワープの表現を用いれば、「大統領内閣制に実質を与えるべく、ワイマール憲法に内在する原理的矛盾へと進んだ<sup>(27)</sup>」。その原理的矛盾とは、価値中立性 Die Wertneutralität と価値包含性 Der wertvolle との並存であり<sup>(28)</sup>、一方の価値中立性に基づく「議会主義的立法国家の規範的合法性が、時々の多数決の空虚な機能主義に転化する時<sup>(29)</sup>」、他方の価値包含性としての憲法の実質(官僚制度・結婚・宗教制度等の伝統的制度)が危うくなるという矛盾である。それ故彼は、H・ルンプの表現を用いれば、「ドイツ民族の実質的内容と力を容認するか、あるいは無差別にあらゆる内容や目的に対して平等なチャンスを与えるというフィクションをもつ機能主義的価値中立性を保持するか<sup>(30)</sup>」の根本的選択<sup>(30)</sup>に直面し、「一たび権力を獲得した者は、自分が入ってきたままにその合法性の戸を合法的に閉ざす<sup>(31)</sup>」ような中立性ではなく、ワイマール憲法第二部にみられるようなドイツ人の実質的秩序の原理を選択する<sup>(32)</sup>。そして彼は、その実質を機能主義から救済するために、憲法に認められた、特別多数(三分の二以上)、国民投票、ライヒ大統領の三つの例外的立法者を導入するが、その中でも最も正当かつ有効なものとして四八条の規定に基づくライヒ大統領を挙げる。この時、大統領は、憲法の上に立ち、憲法の拘束から自由になり、既存の制度を自由に改変しうる絶大な力を持つ存在となる。即ち、大統領は「法律を公布できる<sup>(33)</sup>」のである。それ故、シュミットが、ワイマール憲法の「実質を救済する」と言う時、もちろん、それは実質的な民主主義秩序の救済ではなく、それとは逆に議会主義的立法国家の合法性の否定を、即ち、実質的なワイマール憲法の否定を意味する。シュミットにとつて、合法性は正当性に対立するものとなり、合法性から正当性を守ることが必要となる。

「シュミットは、危機の頂点で、リベラルな民主主義的要素を犠牲にして、友・敵の明確な区別をすることで、ワイマール・ライヒ憲法の『実質』を『救済』しようとした<sup>(34)</sup>」のである。これこそまさに、委任独裁から主権独裁への静かなる移行である。

このように、シュミットが、議會を、私的利害のみを体现する「変質した立法者」、空虚な機能主義的合法性の支配とみることによつて、議會の生み出す危機の克服のために、公益のみに奉仕する「高次の第三者」、「憲法の番人」として、国民から直接に正当性を付与される大統領を把握し、その権限の強化を図ることによつて、大統領独裁の理論を構築したのであるが、彼は又、大統領以外にも、中立的・非党派的・超党派的な勢力の存在を認めていた。即ち、伝統的制度としての官僚制と軍隊である。しかし、それらは、彼によれば政治的決断を下しえないため、大統領の独裁権と結合して初めてそれら本来の意味を獲得し、「行政国家」として機能しうる。「四八条二項の実践は、行政国家の大なる支えとして機能する」<sup>(35)</sup>。ここに、彼の大統領独裁の理論は、「行政国家」となつて「強い質的全体国家」へ接続する。

しかし、官僚や軍隊を「公益のためのみに自らの手腕を無私に用いる公正な専門家」とみ、それに基づく「強い大統領」「強い国家」<sup>(36)</sup>「諸政党の上立つ国家」の観念は、シュミット一人に限られるのではなく、当時のドイツの多くの保守主義者達に共通に抱かれた観念であつた。<sup>(37)</sup>このことから、彼の大統領独裁・「強い質的全体国家」の理論は、「議會制立法国家から行政国家へと苦悶しつつ展開する大衆国家の一面における政治的安定性を創出する機能論」としての、保守主義思想から一つの対応とみることができる。しかし、それが、「時間と空間を超越したアルキメデスの支点というユートピア」<sup>(38)</sup>でしかなかつたことにシュミットを含めた保守主義者が気づくのは、一九三三年以降においてである。それ故、シュミットのナチズムへの対応に関して、彼の反議會主義・政党否定の立場から、彼がナチ党に対し否定的であつたことは予想に難くない。<sup>(40)</sup>しかし、それ以上に、「国家の復権」を希求する彼の大統領独裁の理論、「強い質的全体国家」の概念は、ナチ党へのコントロールの可能性という樂觀を抱かせるだけでなく、既成事実となつている大統領独裁の現実を追認することによつて、シュライヒャーからヒットラーへの移行をものはや阻止しえず、「ワイマール憲法秩序の最後の柱」<sup>(41)</sup>と考へていた大統領の死に際しても、「キリスト教的エピメテウス」<sup>(42)</sup>として、変転する現実に積極的にかかわることを決断する道しが残さなかつ

(43) しかも、彼の形式的な概念は、ナチ政権樹立後の『国家・運動・民族』においてもまた、彼が、「ワイマール憲法七六条の規定に従い、三分の二の多数をもつて議決された」「この『授権法』は、新ドイツ国家の暫定憲法である」として、ナチ体制を正当化しようする程、可変的であつた。

- (1) C. Schmitt, Die Diktatur, 2nd ed., 1928. (部分訳として、田中・原田訳「独裁」『未来』第九四—九六号)
- (2) a. a. O., S. 137.
- (3) a. a. O., S. VI
- (4) a. a. O., S. VIII
- (5) Alfred Cobban, The Theory of Dictatorship of Carl Schmitt, in, Dictatorship; Its History and Theory, 1939. p.p. 335-344.
- (6) Die Diktatur, S. 680.
- (7) 新正幸「有神論的憲法学—カール・シュミットの精神史的方法」『社会科学の方法』五卷十一号、二二—三三頁。
- (8) C. Schmitt, Politische Theologie, S. 69. 本邦、カール・シュミッチャのこの問題を更に深く追求したものととして、新正幸「政治神学について—西欧国家政治の神学史的考察」福島大学『商学論集』第四二卷第一号、第四三卷第二号。
- (9) Politische Theologie, S. 20.
- (10) a. a. O., S. 66.
- (11) Die geistesgeschichtliche Lage., S. 14.
- (12) a. a. O., S. 20.
- (13) a. a. O., S. 36.
- (14) a. a. O., S. 37.
- (15) a. a. O., S. 41.
- (16) 新正幸・前掲論文・六—二二頁。
- (17) C. Schmitt, Die Diktatur des Reichspräsidenten nach Artikel 48 der Weimarer Verfassung, in, Die Diktatur, 1928, S. 216. (田中・原田訳『ライヒ大統領の独裁』前掲書所収)
- (18) a. a. O., S. 215.
- (19) Helmut Rumpf, Besprechung der „Verfassungsrechtlichen Aufsätze“ in Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Bd. XLVIII,

- (20) C. Schmitt, Verfassungslehre, 1928. S. 348. ff (阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』みすゞ書房)
- (21) C. Schmitt, Huter der Verfassung, 1931. S. 5. 19-33. (一九二九年版の邦訳・田中・原田訳『憲法の番人』前掲書所収)
- (22) a. a. O., S. S., 158-159.
- (23) C. Schmitt, Fugo Freuss, 1930, S. S. 21-22. (上原行雄訳『フーヨー・プロイス』前掲書所収)
- (24) 飯田・中村他著『ドイツ現代政治史』シネルヴァ書房、三二二ページ。
- (25) A. ローゼンベルグ『ワイマール共和国史』吉田輝夫訳・東邦出版、二五一ページ。
- (26) 前掲書、二五八ページ。
- (27) G. Schwab, a. a. O., S. 86.
- (28) C. Schmitt, Legalität und Legitimität S. 48.
- (29) a. a. O., S. 15.
- (30) H. Rumpf, a. a. O., S. 445.
- (31) Legalität und Legitimität, S. 33.
- (32) a. a. O., S. 98.
- (33) a. a. O., S. 87.
- (34) H. Hofmann, a. a. O., S. S. 34-35.
- (35) Legalität und Legitimität, a. a. O., S. 18.
- (36) J. Fjalkowski, Die Wendung zum Führerstaat, S. S. 77-80.
- (37) 山下威士・前掲論文に詳し。
- (38) 木暮正義「ワイマール・デモクラシー史の側面——ワイマール期国家学の一考察」法学新報七一巻十一号九五五ページ。
- (39) 村上淳一「ドイツ法学の方法と民主主義」法学協会雑誌八三巻六号八三三ページ。
- (40) 一九三三年七月一九日付「Träglichen Rundschau」紙に掲載されたC・シュミットのコラム。「七月三十一日の選挙でナチ党に過半数を占めさせる者は、たとえその人がナチ黨員でなからうとも、また、その党に嫌悪感を抱いていない人であろうとも、愚かな行為をすることになる。その人は、この世界観的にも政治的にも全く不備な運動に、憲法を修正させ、国教を採用させ、労働組合を解体させる可能性を与えることになり、ドイツをこの集団に譲り渡すことになる。それ故、今まで事情によってヒットラーの反体制運動を促すことはよかつたが、七月三十一日には、それは極めて危険となる。なぜなら五％の得票はナチ党に無限の影響力を伴う『政治特権』を与えるからである」(L. A. Benin, a. a. O., S. 102(注)又、G. Schwab, a. a.

O.S.S. 105-107参照。

- (41) Positionen und Begriffe, S.
- (42) Ex capitivitate Salus, Erfahrungen der Zeit 1945/47, S. 12. (長尾訳「獄中記」前掲書所収)
- (43) \*た' H. Rumpfが一九三三年の時点のシユミットは「真の全体主義の危険性」即ち一党支配の危険性について認識していなかったとし、この点にシユミットの思想上の地位を、彼のヒットラー体制への一時的同調、一九三三年の前後の結びつきを解く鍵がある」としている (a. a. O., S.S. 446-447)
- (44) Staat, Bewegung, Volk, 1933, S. 7. (青山訳「国家・運動・民族」前掲書所収、一五三ページ)

## 五 T・ホップス研究の意味

ここで「T・ホップス研究の意味」としたのは、T・ホップスとC・シユミットとの思想連関を総体的に取り扱うという意味においては<sup>(1)</sup>なく、「全体国家」概念を批判されたばかりのシユミットが第三帝国期において行つたT・ホップス研究の意図を問題とするという意味においてである。即ち、ここでは、彼のホップス研究を「全体国家」概念との関連において取り扱う。

というのも、彼が「全体国家」概念をイタリア・ファシズムからワイマールの危機克服の範型として導入し、それをワイマールの危機状況を分析するための概念と危機克服のためのモデル概念に分類し、後者を大統領独裁によつて基礎づけ、「強い質的全体国家」に組みかえながら、ナチズムにかかわつていつた後、その「全体国家」概念が、当のナチズムからナチ体制を表現するものとしては不十分とされ、また、西欧リベラリズムからナチズム国家理解の鍵概念として否定的に受け止められたという経緯がある。だからこそ、シユミットは、双方の批判に対して彼固有の立場を明確にする必要に迫られ、ホップスとその「レヴィアタン」の運命に自己と「全体国家」の運命を同一視し、ホップスを「全体主義国家の創始者」とする批判に

反批判を加えることによつて「彼固有の国家哲学を回復させるとともに、ナチ指導者國家に対する關係の範圍と限界を明確にしようとした」<sup>(2)</sup>のである。それ故、シュミットが、一九三七年と一九三八年の二つのホッブス論において、「二面的な全体國家觀」「西歐民主主義の敵の像の原型としての全体主義國家」<sup>(4)</sup>からホッブスの國家論を擁護する論拠は、同時に彼の「全体國家」概念の擁護の論拠でもあつたと言える。

シュミットはホッブスの國家論の意図を次の様に要約する。「ホッブスがなそうとしたのは、貴族や教会の封建的な抵抗権のもたらす無政府状態を克服し、中世的多元性に対し、予測可能な仕方<sup>(5)</sup>で機能する中央集権國家の合理的統一性を對置しようとする<sup>(6)</sup>ことだつた」。これは、さまざまな世界觀政黨が多元的に存在し、國家を私益に利すべく、國家意志の統一を阻害している状況、即ち、「弱い量的全体國家」<sup>(5)</sup>に対し、大統領を頂点に官僚制度と軍隊とをその命令機構としてもつ行政國家、即ち、「強い質的全体國家」<sup>(6)</sup>を對置したシュミットの論理である。それ故、シュミットは「ホッブスが今なお我々にもたらしうる洞察と寄与とは、あらゆる種類の間接權力に対する闘争」<sup>(6)</sup>であると言う。そして、彼は、ホッブス國家論の主題について、同時に、彼自身の國家論の主題について次のように述べる。「國家權力の全体性は常に國民の保護と安全への全面的責任とみあつたものであり、この神が求める全抵抗権の放棄と服従は、それらが保障する現実的保護の相關物に他ならない。保護の終るところ、服従義務も終り、個人はその自然の自由を回復する。この『保護と服従の相關』こそホッブス國家論の支点である」<sup>(7)</sup>。ところで彼が、「保護の終るところ、服従義務も終り、個人は自然の自由を回復する」と言う時、一見、國家に対する國民の抵抗権を認めているかのよう<sup>(7)</sup>にみえる。しかし、シュミットは「全抵抗権の放棄と服従は、現実的保護の相關物」であると述べ、むしろ、抵抗権を全面的に否定している。彼にとつて「抵抗権を國法と同一平面上の『權利』となすなどということは法的にも、事實的にも、あらゆる意味で背理である」<sup>(8)</sup>とされ、「國家は現實に存在するかしないかのいづれかであり、存在するならば、平和・治安・秩序の不可抗的道具として機能し、唯一至高の立法者として、すべての法を自



ら制定し、一切の法と権利を専有する」とされる。ここにシュミットのホッブス解釈の特色がある<sup>(10)</sup>。それは、次のようなシュミットの視点から生ずる解釈の特色である。即ち、彼は、近代国家の法的構成要素として「人格的要素」と「機械的要素」とを挙げ、技術・産業時代を反映したホッブスの国家を「機械」として把握するが、その視点は、自然状態の個人から出発し、個人の安全を確保するための制度として国家を構成していくホッブスの論理とは全く逆に、「制度化された国家」そのものから考察する視点である。即ち、「原子的個人が、恐怖のうちに集まり、理性の光が閃き、強大な権力に服従することの合意を成立させる」という、ホッブスの「この構成を、その結果として生じた国家の側からみると、それは諸個人の縮結する単なる契約の作りうるものとは異つた、それ以上のもの」(傍点筆者)なのである。しかも、彼の前提とする国家とは、「絶えざる驚異的な技術的発明がその装備をいよいよ高度化し、完成させた近代国家」である。それ故、彼が、ホッブスの国家を「有効に機能する命令機構」<sup>(11)</sup>、「予測可能に機能する合法的強制秩序」<sup>(12)</sup>と規定する時、そこでは、国家の行政技術的合理性と合法性とが強調されている。「合法性は近代的組織をもつた国家における高度の現実である。それは官僚制や官吏のいう現実の勢力が合法性を活動様式として求めるからである。機械は技術的に完成されると固有法則をもつた存在となり、何人も思いのままにそれを用いることはできず、それを信頼のおける服従者とするためには、その作用法則の尊重が必要である」<sup>(13)</sup>。そして彼は、この行政技術の合理性と合法性とに保護機能を保障させることによつて、すべての抵抗権を否定する。「あらゆる国家権力行使の一般的合法性という点に、国家組織を正当化する根拠がある。完結した合法性体系が、服従の要求の根拠となり、いかなる抵抗権も排除されるということを正当化する」<sup>(14)</sup>。しかし、このような国家の正当化と抵抗権の否定のシュミットの論理には、次のような批判が妥当する。即ち、シュミットは、「ホッブスの『機械論的な』国家構成のテーゼを、新時代の国家の効果的な『技術的』優越性の経験的主張へと沈黙したまま移行することによつて、抵抗権の容認が事実的にも規範的にも不可能であることをもつともらしくさせている」<sup>(15)</sup>。

にもかかわらず、シュミットが、一九三七・三八年という時期に、ホッブスの国家論の中心テーマとして、個人に対する国家の保護と安全を保障する機能を取りあげ、それを機械としての国家の技術的効率性にセットさせ、それに対するM・ヴェーバーの危惧とはまったく無関係に、全幅の信頼を寄せ、しかも、ワイマール期において激しく批判したはずの合法性を肯定して、「保護と服従」に固執しながら国家を正当化したことには、それなりの理由がある。即ち、当時のシュミットがナチ体制下での「国内捕囚」であつたといふことである<sup>(18)</sup>。その「捕囚」の内容がいかなるものであれ、そこから受ける彼の心理的不安は、「個人に保護を与えない国家はもはや国家ではなく、国家以前の自然状態<sup>(19)</sup>」であると言わしめ、ありうべき国家として、主権的人格の要素を排除した機械としての国家を希求せしめる。この認識に基づくからこそ、彼は、「ホッブスの重要でない命題を、ホッブスの国家構成の決定的矛盾として取りあげ<sup>(20)</sup>」、ホッブスの国家にレヴィアタンの崩壊を跡づける。けだし、彼のホッブス論は、「レヴィアタン——その意義と挫折」であつた。即ち、彼は、ホッブスが強大な国家にレヴィアタンを構成したにもかかわらず、その「根絶し難い個人主義<sup>(21)</sup>」によつて、レヴィアタン内部に「内的・私的自由と信仰の自由の留保<sup>(22)</sup>」をとり込んだため、その留保が近代自由主義の突破口に間接権力を形成し、「強力なレヴィアタンを内から破壊し、可視の神を仕止める死の崩芽となつた<sup>(23)</sup>」とする。なぜなら、その間接権力が、「国家的命令と政治的危険、権力と責任、保護と服従の一義的一致を曖昧にし、間接ではあるが却つてそれ故に強力な支配を無責任に行ない、政治権力の危険を一切身に受けずすべての利益を掌握しようとする<sup>(24)</sup>」とき、「一族の心は内面への『秘めたる道』を辿りはじめ、沈黙と静寂の力が成長しはじめる。……公権力は依然強調され、忠実に尊重されるが、それはもはや単なる公的な、外的力であり、内面の魂は抜けている<sup>(25)</sup>」。そして、「個人的自由を組織した諸組織がメスとなり、そのメスをもつて反個人主義的諸勢力がレヴィアタンを切りきざみ、その肉を分配した。かくて可死の神は再び死んだ<sup>(26)</sup>」。即ち、彼は、この「可死の神」を殺す間接権力にナチズムを想定しているのである。

しかし、このシュミットによるナチ体制への批判は、極めてひそやかな批判でしかない。それは、当時の状況が公然たる批判を許さなかつたということ以上に、彼の現状肯定的な国家構成によつて解消されうる批判だからである。なぜなら元来、彼の「強い質的全体国家」の構成は、ホッブスとともに自然状態⇨例外状況から出発しながらも、ホッブスが個人間の、国内の自然状態から出発して国家へ完結させるのに対し、内乱等の国内の例外状況と、戦争という国家間の例外状況との双方から出発して、友・敵を区別しうる強力な国家を導き出すものであつた。それ故、シュミットの国家は、国内においては完結しているが、国際関係においては、例外状況を常態としてそこにとどまつている。この国家構成をシュミットは、この時期、「国内政治と国際政治の分離線上においた」<sup>(27)</sup>と考えられる。即ち、彼は、「国家の荣誉と尊敵は命令機構を合理的に活動せしめる組織的完結性と予測可能性にある」<sup>(28)</sup>が、「合理性を貫徹した命令機構同士が相對峙すると、『非合理性』が累加され」、「国家間関係は国家性を失い」、「そこにあるのは脆弱な契約によつて辛うじて架橋された」<sup>(29)</sup>「レヴィアタン達相互の不安定な緊張関係のみである」としている。従つて、友敵決定能力によつて規定される「強い質的全体国家」は、「国家の敵」を決定することに、一方において、国内の国家破壊力に対する均制化へと向い、国民を民族共同体へと結合させ、保護と服従の関に押し込めながら、<sup>(30)</sup>他方、自然状態たる国際政治の領域において、国家法では否定された抵抗権を武器に、侵略主義・膨張主義政策を押し進めることになる。<sup>(31)</sup>これはまさに、ナチズムないしファシズムが、政治革命と称し、段階的に進んでいつた軌跡そのものである。即ち、彼は、ワイマール期において、「国家の復権」、「全体国家」の実現をめざし自由主義・議會主義を批判することによつて、結果的にナチズムへの道を打開させたように、この時期、ナチズムへの「一定の内的留保」を維持しながら、「全体国家」を国際政治の舞台へ持ち出すことにより、ナチズムの侵略主義への道を打開させることになる。即ち、彼の友・敵理論はナチズムの侵略主義を制御する国際法規約を打破するのに極めて有効であつた。

以上考察した様に、シュミットのホッブス研究は、ホッブスのレヴィアタンに自らの「全体国家」の意図を託しながら、レ

ヴィアタンの崩壊を跡づけることによつて、彼のナチズムに対する「一定の内的留保」を示すためのものではあつた。にもかかわらず、彼の「全体国家」の構成は、その位相を転じさえすれば、ナチズムへの積極的な理論的奉仕につながる契機を内包していた。このことから、シュミットとナチズムの関係について、次の様に言うことは可能であらう。「シュミットのナチズムへの加担は、ファシズム運動の吹荒ぶ中で多くのヨーロッパのブルジョアジー達の抱いた希望と幻想とに一致していた。『政党間の争い』や『階級闘争』を克服し、内的に統一された国民を帝国主義政策へと導く權威主義的指導者国家は、彼等の意図になつてゐた。シュミットは、その極めて秀れた代弁者であり、ファシズムに対するブルジョアジーの特定の選択だけでなく、それに対する内的留保をも明確に示したのである」<sup>(32)</sup>。

- (1) この問題に關して Helmut Rumpf, Carl Schmitt und Thomas Hobbes-Ideelle Beziehungen und aktuelle Bedeutung mit einer Abhandlung über : Die Frühschriften Carl Schmitts. 参照。なお、この本の書評は、長尾訳「リヴァイアサン」福村出版の「附録」紹介「ホムター・レニツ」の「シュミットとホムズ」
- (2) Martin Janicke, Die Abgrundige Wissenschaft vom Leviathan, Zur Hobbes-Deutung Carl Schmitts im Dritten Reich, Zeitsch. f. Politik, 16. Jhrg. 1969, S. 404.
- (3) C. Schmitt, Der Staat als Mechanismus bei Hobbes und Descartes, 1937. ARSPH Bd. 30 Heft 4. (長尾訳「ホムズと全体主義」前掲書所収) C. Schmitt, Der Leviathan in der Staatslehre des Thomas Hobbes-Sinn und Fehlschlag eines politischen Symbols, 1938. (長尾訳「レヴァイアサン——その意義と挫折」前掲書所収)
- (4) Der Leviathan in der Staatslehre, S. 111 前掲書「一七二ページ」
- (5) Der Staat als Mechanismus, S. 627.
- (6) Der Leviathan in der Staatslehre, S. 131 前掲書「一七八ページ」。
- (7) Der Staat als Mechanismus, S. 627.
- (8) Der Leviathan in der Staatslehre, S. 71 前掲書「七八二ページ」。
- (9) a. a. O., S. S., 71-72 前掲書「七九二ページ」。
- (10) ホムズ解説に關して、シュミットの反論として書かれたものとして Peter Cornelius Mayer-Tasch, Thomas Hobbes und das Widerstandsrecht, 1965 (三吉敏博・初宿正典訳「ホムズと抵抗権」木鐸社)。又、マイヤー・タッシュの本に關する批評として、佐々木高雄「D.

- ・ト・イヤー・タッシュェ『トマス・ホッブスと抵抗権』の研究』青山法学論集一三卷二号、四号。また、当時、シュミットの影響下に書かれたホッブス論  
 4.) H. Schelsky, „Die Totalität des Staates bei Hobbes“ in : ARSph., Bd. 31. 参照。
- (11) Der Staat als Mechanismus, S.S. 628-629.
- (12) Der Leviathan in der Staatslehre, S. 102 前掲書 一〇三ページ。
- (13) a. a. O., S. 53 前掲書 六三ページ。
- (14) a. a. O., S.S., 105-106 前掲書 一〇六ページ。
- (15) a. a. O., S. 102 前掲書 一〇三ページ。
- (16) Legalität und Legitimität, S.S. 7-8.
- (17) M. Janicke, a. a. O., S. 411.
- (18) 『獄中記』において彼は「全体主義的」党体制においては禁じられざるすべては禁じられている。「しかし「命等の形をとらずとも、内面において、リヴァンプサンの爪牙の下においてさえ精神はそれを失わない」、「一九三三年から四五年までの十二年間に精神を奪われて根絶されたわけではない」  
 「沈黙をめぐって応じたのだ」と述べている。(Ex Captivitate Salus, S.S. 14-20.)
- (19) Der Leviathan, S. 72 前掲書 七九ページ。
- (20) M. Janicke, a. a. O., S. 408.
- (21) Der Leviathan, S. 84 前掲書 八九ページ。また、シュミット自身もホッブス同様、個人主義を分ち持つていたと考えられる。C. Schmitt, Die vollendete Reform ation, Bemerkungen und Hinweise zu neuen Leviathan-Interpretationen, in : Der Staat. Heft 1. 1965, S. 61. (川中・初宿記「完成した宗教改革」前掲書所収)
- (22) (23) a. a. O., S. 86 前掲書 九一ページ。
- (24) a. a. O., S. 117 前掲書 一一七ページ。
- (25) a. a. O., S. 96 前掲書 九七、九八ページ。
- (26) a. a. O., S. 118 前掲書 一一八ページ。
- (27) M. Janicke, a. a. O., S. 411.
- (28) Der Leviathan, 73 前掲書 八〇ページ。
- (29) a. a. O., S. S., 75-76 前掲書 八二ページ。
- (30) 「独裁的な国家権力と《人民投票的》大衆運動との結合こそ、《均制化》のもつ独裁の全体主義運動を特徴づけている」(宮田光雄「ドイツ第三帝国」の政治構造」岩波講座・世界歴史(二八卷)また、その最たる例として、C. Schmitt, Der Führer schützt das Recht, 1934, P. u. B. SS. 199-

203 が挙げられる。

(31) この重要な例として挙げられるものは、長尾訳『現代帝國主義論』福村出版に収録されている。

(32) M. Janicke, a. a. O., S. 413.

## 六 結 語

本稿は、ワイマール末期、C・シュミットによつて提出された「全体国家」概念を対象とし、それが決定的意味を持つ時期（一九三三年）を境に、それ以前とそれ以後での、この概念に対する彼自身の対応を考察した。なぜなら、この概念によつて彼の意図したものと、それが結果としてもたらした現実とを区別することによつて、シュミットの、ワイマールとナチズム双方に対する、思想的位置づけのための手がかりをうる事ができると考えたからである。そのためには、この概念が結果としてもたらした現実から評価するのではなく、即ち、「シュミットの政治理論を単純にナチズムのイデオロギーと同一視するのではなく」、<sup>(1)</sup> 現実となる以前においてこの概念が何を意味していたかをみ、その意図からなぜこの現実がもたらされたかを考察する必要があつた。それ故、本稿は、この概念の成立以前の国家概念を考察することから始め、ワイマール期以前の、カトリシズムの影響下に構成された「理念国家」<sup>(2)</sup>の中に、「全体国家」の原型をみた。即ち、それは、無内容な法と決断、そして個人の価値の無視に支えられた、機能としての国家であり、その意図するものは、神の高みからする万人の平等であつた。そして、この「理念国家」が当時の多くの保守主義者に抱かれた「国家の復権」のスローガンの下で、ワイマールの現実に置き控えられた時、シュミットはそれを、多元的状況の生み出す危機の克服手段として、しかも共和国憲法内部に登場させた。その意図は、ワイマール議会の機能不全という現実認識と、それによる統一的意志形成の阻害、公益の私益化という危機意識から、もはや政党・議会の改革によつてではなく、オでに憲法内部に準備されている大統領の独裁権限によつて、より効率的に、統一的意志形成と公益の実現を図ろうとするものであつた。この意図から彼は、先ず、大

統領の権限を拡大し、強力な国家を形成することによつて、行政権の肥大化という現実状況からの要請に即した国家構造即ち、全体国家を樹立しようとする。そこにおいては、私的自由の領域が再び認められるはずであつた。<sup>(3)</sup> この意味からのすれば、「シュミットの大統領内閣制の構想は、ドイツに秩序と平和と統一を確立する問題への彼の解答」<sup>(4)</sup>であり、「彼の権威主義的ないし強い質的全体国家への選択は、当時のドイツの現実のみあてはまるもの」<sup>(5)</sup>と言ふことができよう。

しかし、この様な彼の意図にもかかわらず、彼の「全体国家」概念は、その空虚な形式性によつて、いかなる現実傾向にも適応しうる可変性と、従つて、現実追認のイデオロギーに墮す可能性を孕んでいた。即ち、彼の理論は、「矛盾した経済状況を根本的に変革することなく、政治領域から統合・組織化するファシズムの反資本主義に対応」<sup>(6)</sup>しえたのであり、「資本主義的重工業に奉仕する反動的な国家学」<sup>(7)</sup>と規定されうるのである。また、この概念は、個人の価値の無視によつて、一たび体制イデオロギーに転化すれば、権力の恣意的膨脹を促進し、人権に対する強力な抑圧手段を作り出す。即ち、「緊急機関の権限は、自ら新たな権限を作りうることによつて、現実には、無制限である。これこそ全体国家の法則である」<sup>(8)</sup>。以上のことを換言するならば、「シュミットの著作においては、国家も社会も、その実体的分析は意識的に捨象されている」<sup>(9)</sup>ことにより、彼の「全体国家理論」は、その固有の意図にもかかわらず、一転して、「全体主義国家理論の基礎づけ」<sup>(10)</sup>として機能することになる。それ故、彼の「全体国家」概念が、ナチズムの「政治革命」の進行と軌を一にしながらも、その頂点において、イデオロギーなきナチズムに無用ないし有害とされたまさにその時、幻想としての「全体国家」が自明のものとなつた。そこで彼のなしうることは、レヴィアタンの崩壊を跡づけることによつて示す、ひめやかな、屈折した批判ではない。即ち、彼にとつて「全体国家はついに思想にとどまり、現実とはならなかつた」<sup>(13)</sup>のである。

(1) Matthias Schmitz, Die Freund-Feind-Theorie Carl Schmitts, 1963, S. 59. また H. Rumpf, a. a. O., S. 126.

(2) 全体国家とカトリシズムの関係について、石村修「カール・シュミットとカトリシズム」専修大学『経済と法』七号、参照。

- (3) L-A. Bentin, a. a. O., S. 98-96.
- (4) G. Schwab, a. a. O., S. 145.
- (5) a. a. O., S.S. 148-149.
- (6) M. Janicke, a. a. O., S. 414.
- (7) Karl Schules, Der Niedergang des staatsrechtlichen Denkens in Faschismus—Die Lehren des Herrn Professor Carl Schmitt, Kronjurist der Gegenrevolution, 1947. (服部・宮本訳「ナチズムのファシズム」木鐸社、一九六〇年)
- (8) R. Meister, Mitlet faschistischen Staatsdenkens : Carl Schmitt, Staat und Recht 1967, S. 962.
- (9) 下崎光史「カール・シュミットの『全体国家』の概念—産業国家の政治社会への「ノンローチ」法学新報七九卷十二号、一〇八ページ。
- (10) 前掲書・一〇五ページ。
- (11) F・ノイマン「レヒキク」みすず書房三七—三九ページ。
- (12) H. Hofman, Legitimität gegen Legalität, 1964, S. 198.
- (13) L-A. Bentin, a. a. O, S. 114.